

令和3年8月20日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条の規定に基づく要請について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

標記について、別紙のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事等に対して事務連絡が発出されておりますところ、貴法人におかれては、本事務連絡も御確認の上、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条の規定に基づく要請等がなされた場合は、必要な協力等を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上

特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請については、施行令第11条第1項各号に掲げる施設だけでなく、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等も対象とするものであることに留意されたい。

事務連絡
令和3年8月17日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条の規定に基づく要請について

令和3年2月12日付で「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）（以下「事務連絡」という。）を発出し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）の内容・解釈について周知を行ったところですが、本日の基本的対処方針の改定を踏まえ、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請の対象について、今後は下記のとおり運用することといたしますので、各位におかれては、十分御了知の上、都道府県対策本部において適正な運用がなされるよう御留意下さい。

記

法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請については、令第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は要請の対象としないものであると運用していたところ、令和3年8月12日第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言も踏まえつつ、感染リスクが高い場面とされた令第11条第1項第7号で定める施設の食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場（例：百貨店の地下の食品売り場等）についても、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請の対象とするものであること（令和3年2月12日付事務連絡第1改正法及び政令の内容3については、運用を変更すること。）に留意すること。

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
法令担当 渡邊・武智
g. sinngatainnfuru. taisaku001@cas. go. jp